

会社法案の概略

～ 株式会社の機関

制度調査部
堀内勇世

会社法案の概略シリーズ3 ～ 株式会社編

【要約】

「会社法案」は、今年3月22日国会に提出され、5月17日に衆議院を通過した。

衆議院を通過するにあたり、「会社法案」は修正された。

ここでは、株式会社の機関にかかわる改正の概略について説明する。

1. 株式会社の機関設計の柔軟化

株式会社における機関設計につき、柔軟化が図られている（会社法案326条～328条）。4つのパターンに分けて考えると、図表1～4のようになる（注1）。

（注1）「公開会社」、「大会社」の用語については、次のレポート参照。

・「会社法案の概略 ～ 方針、会社類型、用語」（堀内勇世、2005.5.27作成）

公開会社	その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社。（会社法案2条）
大会社	資本金の額が5億円以上、又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である株式会社。（会社法案2条）

なお、「会計参与」は、必ず置かねばならない場合以外にも、会社法案上の機関として任意に設置することができる（会計参与については、後述の6参照）。

図表 1 機関設計 1～公開会社以外、かつ、大会社以外



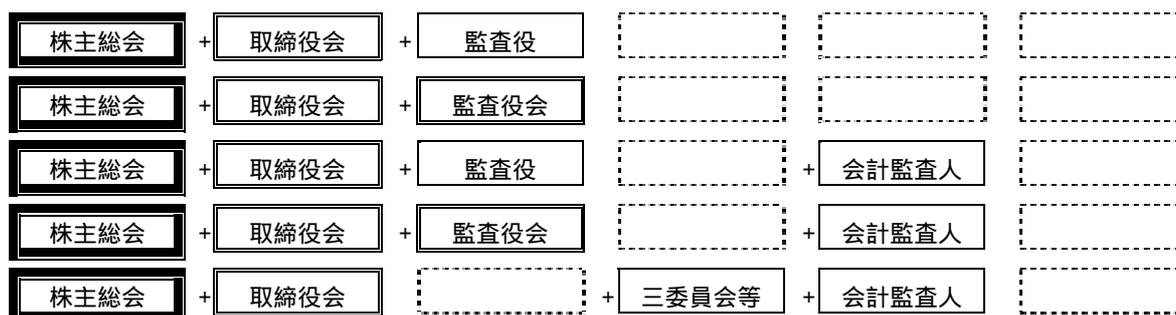
(出所) 大和総研制度調査部作成

図表 2 機関設計 2～公開会社以外、かつ、大会社



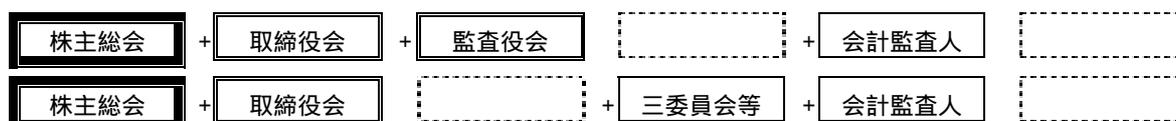
(出所) 大和総研制度調査部作成

図表 3 機関設計 3～公開会社、かつ、大会社以外



(出所) 大和総研制度調査部作成

図表 4 機関設計 4～公開会社、かつ、大会社



(出所) 大和総研制度調査部作成

2 . 株主・株主総会

株主・株主総会の項目においては、例えば、図表5のような改正が行われている。

また、会社法案では、一定の場合に限られるが、「取締役会を設置しない株式会社」も認められる（この株式会社は、現行の有限会社に類似したものとも言える。）。この場合の株主総会については、他の株式会社と少々異なる規定がされているが、ここでは詳細は省略する（会社法案 295 条、299 条、303 条、313 条）。

図表5 株主・株主総会の項目における主な改正点

項目	概要	会社法案の 参照条文
株主提案権	株主提案権の行使期限を定款で短縮可能とする。 Ex. 会社法案上、原則、総会の日「8週間前まで」行使可能とされているのを、例えば「6週間前まで」と定款ですること。	303 条
招集地	招集地の制限を廃止	(規定なし)
総会検査役	会社自身からも総会検査役の選任請求可能 総会検査役の調査結果報告を受けた裁判所は、必要があると認めると きは、総会招集命令のほか、調査結果の総株主への通知を命じること ができる（業務財産調査検査役も同様）	306 条 307 条 358 条 359 条
書面投票・電子投票	書面投票制度が義務付けられる会社は、招集通知の電子受領を承諾している株主には、議決権行使書面を交付しなくてもよい（電子投票の機会が確保されればよい）。ただし、株主から請求があれば議決権行使書面を交付しなければならない。 大会社以外の会社でも、議決権を有する株主数が1,000人以上の会社は書面投票制度が義務付けられる。	298 条 301 条 302 条 311 条 312 条
合併承認等の決議要件の加重	合併等の対価が譲渡性の低い株式等である場合、株主総会の決議要件は、株主数の半数以上、かつ、総議決権の3分の2以上に加重される。定款により株主総会の決議要件（合併承認、取締役解任を含む）を加重可能。	309 条 341 条

(出所) 大和総研制度調査部作成

3 . 取締役・取締役会

取締役・取締役会の項目においては、例えば、図表6のような改正が行われている。

なお、前述のとおり、会社法案では、一定の場合に、「取締役会を設置しない株式会社」も認められる。

図表 6 取締役・取締役会の項目における主な改正点

項目	概要	会社法案の 参照条文
取締役の員数	取締役会を設置しない株式会社では、1人以上 取締役会を設置する株式会社では、3人以上	327 条 331 条
取締役の解任 決議	取締役の株主総会での解任決議は、原則、出席株主の議決権の過半数の賛成で成立する(ただし定足数の定めがあり、原則総議決権の過半数とされるが、定款で3分の1まで引下げ可) この解任決議の要件を加重することもできる	341 条
取締役の任期	委員会設置会社以外の株式会社における取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで(短縮可能)。ただし、公開会社でない会社については、定款で、任期を最長選任後10年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで伸長可 委員会設置会社の取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで 配当などの分配の権限を取締役に授権する場合の取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで	332 条 459 条
内部統制システム	「内部統制システムの構築の基本方針」は、取締役会が設置された株式会社においては取締役会の専決事項 大会社では、「内部統制システムの構築の基本方針」を決定することが義務付けられている	362 条
取締役の責任	原則、過失責任(無過失責任事項の限定)	423 条以下
株主代表訴訟	株主が自己又は他人の不正な利益を図り、又は会社に損害を加える目的を有するような場合などには、株主代表訴訟を提起できないことを明記 株主代表訴訟が継続している最中に、株式交換等が行われても、一定の場合、訴訟が継続可能	847 条以下

(出所) 大和総研制度調査部作成

図表 6 に出てくる「委員会設置会社」とは、現行の「委員会等設置会社」に相当するものである(注 2)。

(注 2) 以下のレポート参照。

・「会社法案の概略 ～方針、会社類型、用語」(堀内勇世、2005.5.27 作成)

4 . 監査役

監査役の項目においては、例えば、図表7のような改正が行われている。

図表7 監査役の項目における主な改正点

項目	概要	会社法案の 参照条文
任期	選任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで。ただし、公開会社でない会社は、定款で、任期を最長選任後 10 年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで延長可	336 条
監査権限	監査役は、会社の規模にかかわらず、一律、業務監査権限と会計監査権限の双方を有する 公開会社でない会社で、監査役会や会計監査人を設置していない会社の場合、定款で、会計監査権限に限定可能	381 条 389 条
補欠監査役	補欠監査役の選任に関する定めを明記	329 条
社外監査役の 責任軽減	社外監査役については、社外取締役と同様に、定款の規定に基づく会社との契約により、責任軽減(一部免除)可能	427 条

(出所) 大和総研制度調査部作成

5 . 会計監査人

会計監査人の項目においては、例えば、図表8のような改正が行われている。

図表8 会計監査人の項目における主な改正点

項目	概要	会社法案の 参照条文
強制設置の範囲	強制されるのは、大会社・委員会設置会社	327 条 328 条
任意設置の範囲	上記以外でも、任意に会計監査人を設置できる。ただしその場合には、監査役(会)または三委員会の設置が必要。	326 条 327 条
代表訴訟	会計監査人も株主代表訴訟の対象	847 条
責任軽減制度	会計監査人についても、責任軽減(一部免除)制度あり	425 ~ 427 条
登記	会計監査人を設置した旨、氏名または名称の登記が必要	911 条

(出所) 大和総研制度調査部作成

6 . 会計参与

会社法案では、「会計参与」という新たな制度が設けられている。

会計参与は、株主総会において公認会計士・税理士等から選任される任意の会社の機関である（会社法案 326 条、329 条）。

取締役・執行役と共同して計算書類を作成し、これを会社とは別に 5 年間保存して、株主・債権者に開示するという職務を負っている（会社法案 374 条、378 条）。また、会計参与については、株主総会における説明義務や、会計帳簿等の閲覧の権限などについても規定されている（会社法案 314 条、324 条等）。

なお、会計参与は株主代表訴訟の対象であるとともに、社外取締役と同様の責任軽減（一部免除）制度がある（会社法案 425～427 条、847 条）。

会計監査人と会計参与を比較すると、図表 9 のようになる。

図表 9 会計監査人と会計参与の比較

	会計監査人	会計参与
設置	大会社・委員会設置会社 ：設置を強制 (会社法案 327 条、328 条) その他 ：設置は任意 (会社法案 326 条)	会社の規模に拘わらず、設置は任意 (会社法案 326 条)
資格	公認会計士、監査法人 (会社法案 337 条)	公認会計士、監査法人 税理士、税理士法人 (会社法案 333 条)
職務	計算書類等(会計に関する部分)の監査等 (会社法案 396 条等)	計算書類の取締役等との共同作成、 計算書類の保存・開示等 (会社法案 374 条等)
会社に対する責任	責任の一部免除制度の適用については社外取締役と同様 (会社法案 425～427 条)	責任の一部免除制度の適用についても社外取締役と同様 (会社法案 425～427 条)
株主代表訴訟	対象となる(会社法案 847 条)	
登記	要(設置した旨、氏名又は名称を登記)(会社法案 911 条)	

(出所) 大和総研制度調査部作成